

令和 8 年度 事業計画書
(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

【事業活動の方針】

暴力団追放のための広報啓発活動及び暴力団追放のための広報啓発活動及び暴力団員等による不当な要求行為の被害者等に対する救済・支援並びに暴力団排除活動の支援事業の推進

	項 目	推 進 事 項
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	・大阪モノレール（株）等への広報ポスターの掲載 ・センター新ホームページの有効活用 ・暴力団排除意識向上のためのチラシ、ポスター、令和 9 年広報啓発カレンダー等の作成
2	暴力団員等による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援	・地域住民の各種催し等における暴排活動の支援 ・特殊詐欺、闇バイト等撲滅キャンペーン等への積極的な参加 ・適時適所における暴排広報グッズの配布
3	暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い	・暴力団員に限らず、これに準ずる者に関する相談も適切に対応する ・問題解決に向けた警察及び民暴委員会との連携 ・刑事事件に関する相談を受理した場合は、迅速に関係警察に引き継ぐ ・民事介入暴力特別相談所の開設（2 回予定）
4	少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	・中高生に向けた暴力団を正しく認識して貰うための広報資料の作成 ・大阪府警少年課との連携による少年非行防止を目的とした研修会等への参加 ・大阪少年補導協会等との連携による情報の交換
5	暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	・警察及び社会復帰アドバイザーとの連携 ・大阪刑務所教育部との連携による離脱教育の実施 ・大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会総会の開催 ・ハローワークとの連携による協賛企業への就労支援 ・警察、民暴弁護士との連携による口座開設支援
6	暴力団事務所の使用による付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏を確保するための支援	・適格都道府県センター制度の周知徹底 ・研修等を通じて行政に対して事務所使用差止請求等民事訴訟費用の協力依頼 ・事務所撤去に向けた住民運動に対する積極的な支援
7	暴力団員等からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施	・不当要求防止責任者の未配置の企業に対する責任者選任配置の推奨 ・不当要求防止責任者講習内容の充実

		・ 定時講習の参加呼びかけと講習内容の充実 ・ 行政や各種企業の不当要求対策講習会への積極的な参加
8	不当要求情報管理機関に対する業務の援助	・ 不当要求情報管理機関、警察との研修会の開催 ・ 「暴力団情勢と対策 2026」等各種暴力団情報誌の配布と適時の情報提供
9	暴力団員等からの被害者に対する支援	・ 当センターに設けられた支援業務の周知徹底 ・ 暴力団犯罪被害者等の対象者の見直しと適切且つ積極的な支給 ・ 大阪府被害者支援会議への参加 ・ 警察、民暴弁護士との密度の高い連携
10	少年指導委員等に対する研修の実施	・ 少年指導委員等に対する研修会の実施と資料の配布 ・ 警察、少年指導委員等との意見交換会への参加による連携強化
11	その他の必要な事業	・ 暴力団追放府民大会の開催 ・ 暴力追放セミナーの開催